

様式第9号

指定管理者の選定結果（非公募用）

- 1 施設 の 名 称 静岡市西ヶ谷総合運動場
静岡市清水総合運動場
静岡市中央体育館
静岡市東部体育館
静岡市北部体育館
静岡市南部体育館
静岡市長田体育館
静岡市蒲原体育館
清水清見潟公園体育館、室内プール及びトレーニング室
- 2 指定管理者の名称 公益財団法人静岡市体育協会
- 3 指 定 期 間 令和3年4月1日～令和8年3月31日
- 4 選定の経緯
- (1) 非公募
- ア 非公募の理由
- 【該当項目】
- エ 市と緊密に連携し、政策と連動した事業を展開することが特に重要であることから、公募による募集が適当ではないと指定管理者選定委員会が認めた施設
- 【該当理由】
- 本市が当該施設の指定管理業務に求めるものは、①「スポーツ実施率の向上」、②「本市の健康施策への貢献」、③「本市の生涯学習施策への貢献」の3点である。
- ①スポーツ実施率の向上
- 平成30年に実施した市民意識調査結果によると、スポーツを始める理由として「健康志向」は高い水準となっている。(公財)静岡市体育協会は、市民を対象にWebアンケート等を実施し、市民の健康志向のニーズを踏まえた教室を実施しており、満足度は99%と高い評価を受けている。こうした事業は、幅広い世代や様々な体力レベルの市民に対応する組織力が必要であり、層の厚いインストラクターを雇用している(公財)静岡市体育協会だからこそ対応が可能である。

②本市の健康施策への貢献

スポーツを通じた健康増進は健康寿命の延伸や医療費抑制への貢献が期待される。

(公財) 静岡市体育協会は、市民の健康増進のために東部体育館と東部保健福祉センターが連携し、東部保健福祉センター管内の運動が必要な市民を対象に体操教室「シニア向け筋力アップ体操教室」を実施した。また、健康リーフレットの作成、しぞ〜かでん伝体操の普及に関する相談を保健福祉長寿局から受け、協力している。市の担当部署と緊密に連携して、スポーツを通じた健康増進を政策的に推進できるのは(公財) 静岡市体育協会のみである。

③本市の生涯学習施策への貢献

(公財) 静岡市体育協会は、児童館や生涯学習施設等にインストラクターを派遣し、スポーツ施設を訪れなくてもスポーツに触れる機会を提供することで、多様な学習機会の提供に貢献している。スポーツは生涯学習の一端であり、様々な施設へのインストラクターの派遣により、学習機会を提供することは生涯学習推進大綱の取組である未来を創る人材の養成に貢献している。市の生涯学習推進大綱における「充実した学習機会の提供」に呼応して、スポーツを通じた生涯学習を政策的に推進できるのは(公財) 静岡市体育協会のみである。

以上のことから、(公財) 静岡市体育協会を選定した。

イ 募集期間 令和2年10月21日～令和2年11月20日

ウ 募集対象団体 公益財団法人静岡市体育協会

(2) 審査方法

ア 審査の種類

(ア) 書類審査 令和2年12月7日

(イ) プレゼンテーション 令和2年12月7日

イ 審査委員会

委員長 杉山 範雄 (スポーツ振興課長)

委員 岡村 渉 (文化財課長)

〃 萩原 智美 (文化振興課長)

〃 木宮 敬信 (静岡市スポーツ推進審議会会長)

〃 狩野 充央 (静岡市スポーツ推進委員連絡協議会会長)

ウ 審査基準 (審査表)

様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり

エ 決定方法 (審査方法)

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目につ

いて採点し、総合点数により決定する。

(3) 審査結果

ア 選定された団体の名称及び点数

(ア) 名 称 公益財団法人静岡市体育協会

(イ) 点 数 80.0点/100点満点 (市が設定した最低基準点70点)

(ウ) 指定管理料提示額 747,580千円

イ 総 評 (選定の理由等)

(公財) 静岡市体育協会は、スポーツ推進計画の目標実現のためのパートナーとして位置づけられ、スポーツの普及・振興及び健康・体力づくりに関する本市の諸施策の目的達成に貢献できる唯一の団体である。選定に当たっては、①「スポーツ実施率の向上」②「本市の健康施策への貢献」③「本市の生涯学習施策への貢献」の3点に重点を置いて審査した。

①スポーツ実施率の向上についての提案では、子育て世代から高齢者までを対象とした多種多様なスポーツ教室を計画しており、新規利用者が参加しやすい工夫がなされているなど、「静岡市スポーツ推進計画」に掲載されている施策を十分に理解し反映した事業計画となっている。

②健康施策への貢献についての提案では、市健康づくり推進課が作成するリーフレットへ自宅で取り組める簡単なストレッチについての記載や、静岡市健康爛漫計画の施策である食と運動を組み合わせた事業を今後企画していくとの提案があり、(公財) 静岡市体育協会が得意とする「運動」を活かした健康施策への協力が提案されている。

③生涯学習施策への貢献についての提案では、アウトリーチ活動(インストラクター派遣による出前講座など)により様々な施設でスポーツに触れる機会を提供しており、生涯学習施策への貢献が期待できる。

また、当該施設の指定管理者として3期15年間の実績があり、安定した施設運営が期待できる。

あわせて施設の設置目的を十分に認識しており、豊富な人材や蓄積されたノウハウにより利用者にとって満足度の高い事業展開が可能であることも決め手とした。

(4) 指定管理者選定委員会 令和2年12月22日から25日まで

(5) 市議会の議決 令和3年3月11日

(6) 指 定 令和3年3月11日

(7) 公 告 令和3年3月16日

指定管理申請者審査表

静岡市中央体育館、静岡市南部体育館、静岡市長田体育館
 静岡市東部体育館、静岡市北部体育館、静岡市蒲原体育館
 清水清見潟公園（体育館、室内プール、トレーニング室）

施設の名称 静岡市西ケ谷総合運動場、静岡市清水総合運動場

基本項目	審査項目	比重①	評価②	点数 ①×②
【30点】 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。	施設の設置目的を認識し、運営方針は明確で十分な内容であるか。	× 1		
	市が提示した仕様書の内容を十分に理解し、それが事業計画に反映されているか。	× 1		
	提案全体が、市スポーツ推進計画や他の施策の方針を的確に把握し、考慮したものとなっているか。また、提案に市の他施策への貢献がみられるか。	× 2		
	住民の利用について公平性が確保されているか。	× 1		
	施設の設置目的を理解し、多様な団体等と連携した取組が期待できるか。	× 1		
	【所見欄】			
【25点】 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。	経費節減の適切な考え方とその具体的な方策が示されているか。	× 1		
	危機管理、安全対策が適切であり、必要な対策が盛り込まれているか。	× 1		
	教室等の運営に関し、計画が積極的かつ具体的・現実的で創意工夫がみられるか。	× 1		
	市民ニーズの反映策及び市民サービス向上のための適切な方策が示されているか。	× 1		
	市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。	× 1		
	【所見欄】			
【35点】 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。	当該施設の指定管理者としての実績は十分か。 類似施設の管理運営実績は十分か。	× 2		
	事故・災害など緊急時における対策は適切か。	× 1		
	人員の配置計画は適正か。	× 1		
	施設管理に必要な資格・免許等を有した人員は充足しているか。また、第三者委託に関する計画は適正か。	× 1		

	職員の指導育成、研修計画等が整備されているか。	× 1		
	個人情報保護及び情報公開に関し、その重要性を認識し、必要な措置が講じられているか。	× 1		
	【所見欄】			
【10点】 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。	指定管理業務を行っていくために必要な経営資源を具体的に認識しており、指定期間中にそれらを確保する方策を講じているか。	× 1		
	施設を安定的に運営しうる財務的基盤を有しているか。	× 1		
	【所見欄】			

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1
 当該施設の指定管理者としての実績に関する審査項目の配点は、原則として満点の10%とする。

満点	最低基準 (70%)	合計点数
100点	70点	点

【意見欄】